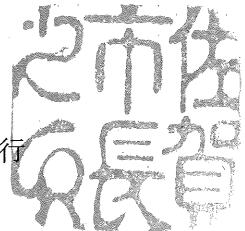


諮詢書

佐市富保第106号
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、
下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 賒問事項

監視カメラ設置に伴い、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 賒問理由

富士支所2階の富士保健運動センター（以下「センター」という。）内には健康運動器具を設置した健康増進室を整備しており、休日及び年末年始を除く毎日開館している。

当該施設の管理は所管課（富士支所保健福祉課）が行っているが、平日の開庁時に職員が常駐することができないなど、利用者の安全確保に行き届かない面がある。

そこで、利用者の安全を図ることを目的とし、事故や犯罪等を未然に防止する効果が期待できる監視カメラを設置する。

3. 所管課

富士支所保健福祉課

4. 設置時期

平成21年7月1日

5. 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- センター内の健康増進室全体が確認できるように監視カメラ4台を設置する。
- 富士支所保健福祉課内にモニター1台及び撮影データの記録装置を設置する。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは常時稼動・撮影する。
- ・撮影画像は平日の開庁時間中、富士支所保健福祉課内に設置のモニターで確認できる。
- ・モニターは外部の者には見えない位置に設置し、開庁時のみ作動する。
- ・撮影データは保存専用のデジタルレコーダー（以下「デジタルレコーダー」という。）に記録し、1ヶ月間保存する。
- ・記録後1ヶ月を経過したデータは、順次新しいデータを上書き保存することにより、完全消去する。
- ・記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(3) 揭示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示を掲示する。

(4) 鍵の管理

- ・監視カメラの鍵は鍵保管箱に収納し、デジタルレコーダーとともに、特定のキャビネットに施錠のうえ保管する。
- ・鍵の使用は、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみとする。

6. 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市富士保健運動センター監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。

7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市富士保健運動センター監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市富士保健運動センター監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市富士保健運動センター（以下「センター」という。）の利用者の安全確保を目的とし、事故や犯罪等の防止のため設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、センター内の健康増進室全体が確認できる位置に設置する。
2 監視カメラを設置した場所には、センター利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。
2 管理者は、富士支所保健福祉課長とする。
3 取扱者は、富士支所保健福祉課職員の中から、管理者が指名する。
4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

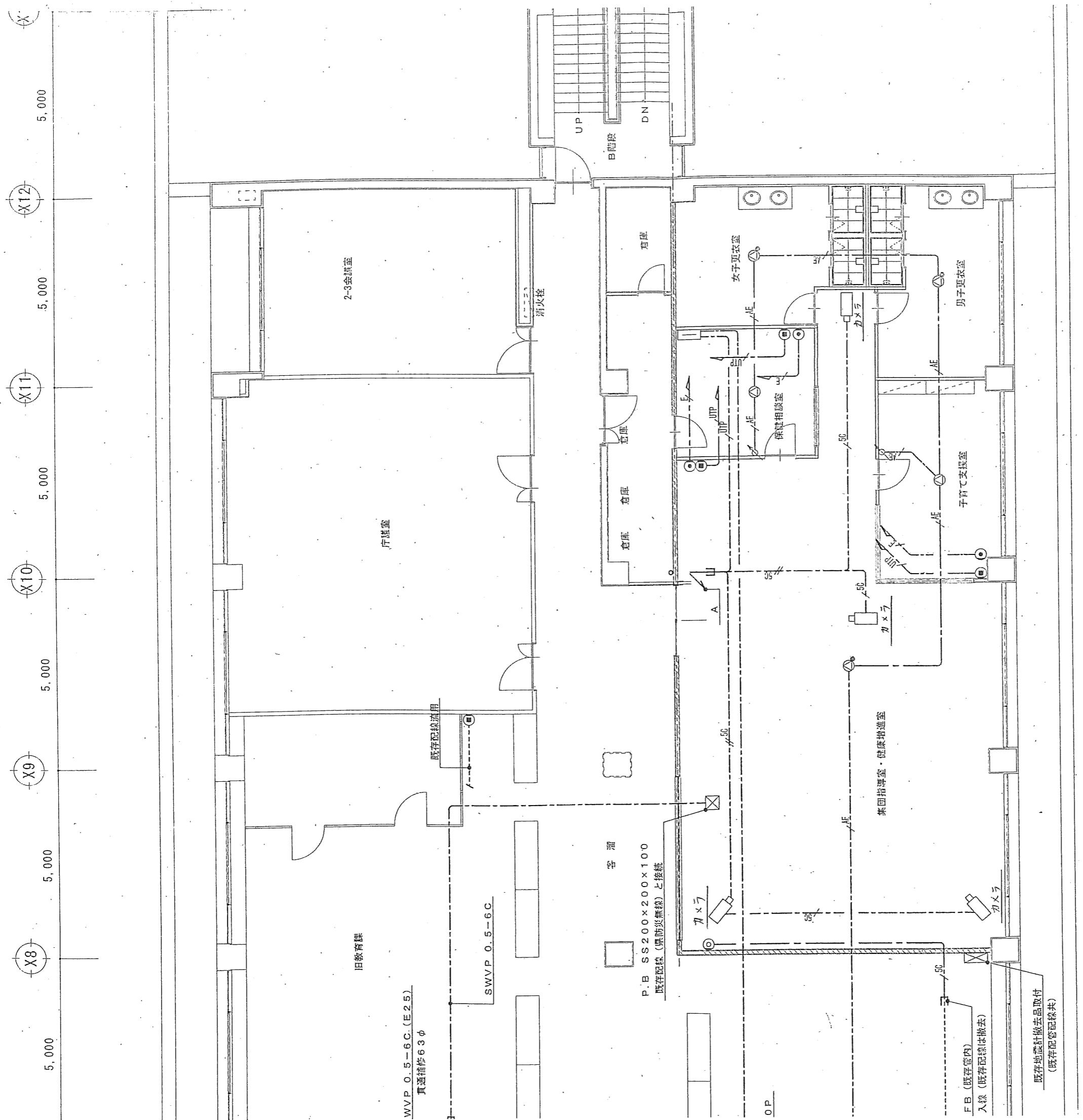
第4条 監視カメラは常時稼動して画像を撮影し、撮影したデータは富士支所保健福祉課内のデジタルレコーダーに1ヶ月分を記録する。
2 撮影後1ヶ月を経過した記録データは、順次新しいデータを上書き保存することにより完全消去する。
3 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。



二、電信、報情、設備、配線、三三一：100

$$A \quad \frac{EM - 5C - FB}{EM - 5C - FB \times 4} \quad (E \ 3 \ 1.)$$



佐賀市建設部道

一級建築士登録 第9342号	TEL (直通) 40-7169	FAX 40
株式会社 1馬連建築士事務所 監理建築士	担当	山口

富士保健センター新設工事
富士通信 情報部 備配記録

富士保健運動センター監視カメラ



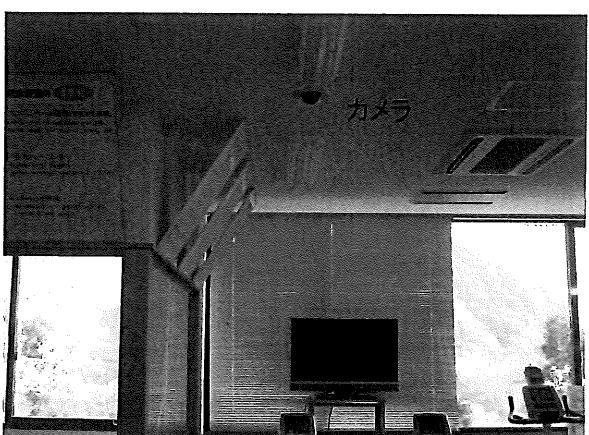
健康増進室 北西



健康増進室 南西



健康増進室 東



健康増進室 入口